



和歌山市公報

令和6年（2024年）12月16日
第1789号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 告 示 】

番号

450	公示送達（令和5年度介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和6年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	（介護保険課）	2
451	和歌山市つつじが丘総合公園に係る利用料金の額	（スポーツ振興課）	3
452	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課）	4
453	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課）	5
454	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課）	6
455	元気わかやま市応援寄附金に係る指定代理納付者の指定	（財政課）	7
456	公示送達（令和6年度軽自動車税納税通知書）	（市民税課）	8
457	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課）	9
458	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課）	10
459	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	（指導監査課）	11
460	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関からの変更の届出	（障害者支援課）	12
461	消防法の規定によるたき火又は喫煙の制限	（予防課）	13

【 公 告 】

○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	14
○	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の 認定	（建築指導課）	15
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	16
○	和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧	（まちなみ景観課）	17

【 選挙管理委員会告示 】

45	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	18
----	------------	--------------	----

【 教育委員会告示 】

19	教育委員会の招集	（教育政策課）	19
----	----------	---------	----

【 農業委員会公告 】

○	農業委員会総会の招集	（農業委員会事務局）	20
○	農用地利用集積計画の縦覧	（農業委員会事務局）	21

【 企業局告示 】

45	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者	（企業総務課）	22
46	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者	（企業総務課）	23

和歌山市告示第 4 5 0 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 6 年度第 6 期の納期は、 令和 6 年 1 2 月 1 6 日に変更する。
令和 5 年度 (別紙省略)	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

(令和 6 年 1 2 月 4 日揭示済)

和歌山市告示第 4 5 1 号

和歌山市つつしが丘総合公園に係る令和 6 年 1 2 月 7 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの利用料金について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 9 項の規定により承認したので、和歌山市都市公園条例（昭和 3 3 年条例第 2 5 号）第 1 2 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 2 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

行為の種類		単位	条例で定める 利用料金	承認を受ける 利用料金	承認を受ける期間
物品の販売、 出店その他こ れらに類する もの	一時的な もの	1 平方メートル 1 日 につき	5 2 0 円	5 2 0 円	令和 6 年 12 月 7 日 ～令和 7 年 3 月 31 日
	その他の もの	1 平方メートル 1 月 につき	1, 5 7 0 円	1, 5 7 0 円	
業として行う写真の撮影		写真機 1 台 1 日につ き	3 1 0 円	3 1 0 円	
業として行う映画等の撮 影		1 時間につき	1, 2 5 0 円	1, 2 5 0 円	
競技会、集会、展示会そ の他これらに類するもの	1 件 3 時間まで	1, 3 8 0 円	1, 3 8 0 円		
	3 時間を超えると きは、その超える時間 1 時間（1 時間未満 の端数は、1 時間と する。）ごとに	4 6 0 円	4 6 0 円		
備考					
使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該行為の区分に係る利用料金の 100 分の 200 に相当する額を加算する。					

種別	単位	条例で定める 利用料金	承認を受ける 利用料金	承認を受ける期間
スケートボード場	1 年につき	1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円	令和 6 年 12 月 7 日 ～令和 7 年 3 月 31 日

(令和 6 年 1 2 月 5 日揭示済)

和歌山市告示第 4 5 2 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 1 2 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 1 月 2 2 日及び同月 3 0 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 1 月 2 0 日、同月 2 1 日及び同月 2 9 日
J R 六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 1 月 1 8 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 1 月 1 9 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 6 年 1 2 月 5 日揭示済)

和歌山市告示第 4 5 3 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 1 2 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、南片原公園及び河川港湾	令和 6 年 1 1 月 2 0 日、同月 2 1 日、同月 2 2 日、同月 2 6 日、同月 2 7 日及び同月 2 9 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 6 年 1 2 月 5 日揭示済)

和歌山市告示第 4 5 4 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 1 2 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 9 0 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 6 年 1 2 月 6 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 8 月 1 9 日及び同月 2 4 日	令和 6 年 9 月 5 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 8 月 2 9 日	令和 6 年 9 月 5 日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び紀和駅前公園	令和 6 年 8 月 1 6 日、同月 2 1 日、同月 2 3 日、同月 2 6 日及び同月 2 7 日	令和 6 年 9 月 5 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

（令和 6 年 1 2 月 5 日揭示済）

和歌山市告示第455号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月9日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都目黒区下目黒1-8-1
アマゾンジャパン合同会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
元気わかやま市応援都府金
- 3 指定をした日
令和6年12月9日
- 4 指定の期間
令和6年12月9日から令和7年3月31日まで

（令和6年12月9日揭示済）

和歌山市告示第 4 5 6 号

納税通知書を別紙の者に送付したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 送達書類の名称 | 令和 6 年度軽自動車税（種別割）納税通知書 |
| 2 交付期限 | 公示日より 7 日を経過した日から 5 年 |
| 3 交付場所 | 和歌山市財政局税務部市民税課 |
| (別紙省略) | |

(令和 6 年 1 2 月 9 日揭示済)

和歌山市告示第 457 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項、第 82 条第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の 11、第 85 条及び第 115 条の 20 の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 13 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 00197	医療法人整友会	医療法人整友会在宅医療総合ケアセンター 和歌山市秋月 535-2	居宅介護支援	令和 6 年 11 月 30 日
30901 00037	和歌山中央医療生活協同組合	生協よりあい 和歌山市有本 143-1	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和 6 年 11 月 30 日
30901 01340	株式会社社会虹	シニアカレッジ tomorrow 和歌山市新留丁 136	地域密着型通所介護	令和 6 年 11 月 30 日

（令和 6 年 12 月 13 日揭示済）

和歌山市告示第 4 5 8 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 7 1 8 0 0 4 8 0	合同会社三栄メディカルケア	リハビリデイサービスソレイユ 和歌山県岩出市野上野 9 7 番地	予防給付型通所サービス	令和 6 年 1 1 月 3 0 日
3 0 9 0 1 0 1 3 4 0	株式会社社会虹	シニアカレッジ t o m o r r o w 和歌山市新留丁 1 3 6	予防給付型通所サービス	令和 6 年 1 1 月 3 0 日

（令和 6 年 1 2 月 1 3 日揭示済）

和歌山市告示第 4 5 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3 0 7 0 1 1 3 6 9 5	ベストコンダクター 合同会社	ヘルパーステーションで んまり 和歌山市西浜 1 4 0 7 - 1	予防給付型訪問サービス	令和 6 年 1 2 月 1 日

(令和 6 年 1 2 月 1 3 日揭示済)

和歌山市告示第 4 6 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定自立支援 医療機関	担当する医療 の種類	（主として担当する 医師）変更前	（主として担当する 医師）変更後	変更年月日
独立行政法人労働者 健康安全機構和歌山 労災病院（和歌山市 木ノ本 9 3 番地 1）	脳神経外科	桑田 俊和	岡田 秀雄	令和 4 年 4 月 1 日

（令和 6 年 1 2 月 1 6 日揭示済）

和歌山市告示第 4 6 1 号

消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 2 3 条の規定により、たき火又は喫煙の制限を行うので、和歌山市火災予防規則（昭和 3 7 年規則第 3 3 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 制限を行う区域及び制限の別

所在地	制限を行う区域	制限の別
和歌山市紀三井寺 1 2 0 1 番地	紀三井寺護国院の境内	たき火及び喫煙
和歌山市和歌浦西 2 丁目 1 番 2 4 号	天満神社の境内	たき火及び喫煙
和歌山市和歌浦西 2 丁目 1 番 2 0 号	東照宮の境内	たき火及び喫煙
和歌山市岩橋 1 4 1 1 番地	紀伊風土記の丘の全域	たき火及び喫煙
和歌山市加太	通称 地ノ島の全域	たき火

備考 制限を行う区域は、喫煙所が設置された場所を除く。

2 制限を行う期間

令和 7 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで

（令和 6 年 1 2 月 1 6 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市神前字馬乗免 5 3 9 番 1 3、5 3 9 番 3 7 の一部、5 4 4 番、5 4 5 番 1、5 5 0 番、5 5 1 番、5 6 6 番 1 の一部、里道	和歌山市黒田一丁目 2 番 1 7 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

（令和 6 年 1 2 月 3 日揭示済）

和歌山市公報（第 1789号）
公 告

令和6年（2024年）12月16日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月5日

和歌山市長 尾花 正啓

認定番号	申請者住所	認定区域の場所（地名地番）	認定計画縦覧場所
認定年月日	申請者氏名	主要用途	縦覧時間
第R6-4号 令和6年12月3日	東京都渋谷区代々木二丁目4番9号 株式会社 エス・ティ・ワールド 代表取締役 鹿島義範	和歌山市中字番所口353-2、354、355、中字藤戸649-4、649-5、658-8、中字四条坊660-4、666-3、669-3、671-2、677-2 寄宿舍、共同住宅、畜舎、カフェ、物販店舗以外の店舗（動物クリニック、トリミング）、ドローン練習場	和歌山市七番丁23番地 和歌山市都市建設局 都市計画部建築指導課 市役所開庁日の 午前8時30分から 午後5時15分まで

（令和6年12月5日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和佐関戸字長畑 1 1 4 番 3 の一部、1 1 7 番の一部	和歌山市出島 3 4 番地 1 4 株式会社アライズ 代表取締役 橋詰雅志
和歌山市新庄字大道端 4 8 8 番 1、4 8 8 番 2、4 8 8 番 3、4 8 8 番 4、4 8 8 番 5、4 8 8 番 6、4 8 8 番 7、4 8 8 番 8、4 8 9 番 1、4 8 9 番 3、4 8 9 番 4、4 8 9 番 7、4 8 9 番 9、4 8 9 番 1 0、4 9 0 番 3、4 9 0 番 4	和歌山市太田一丁目 9 番 1 8 号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示

（令和 6 年 1 2 月 9 日揭示済）

公告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の変更事業計画を土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 5 5 条第 1 3 項において準用する同条第 1 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 3 条の規定より、次の事項を公告する。

なお、当該変更事業計画（都市計画に定められた事項を除く）について意見のある利害関係者は、令和 7 年 1 月 8 日までに和歌山県知事に意見を提出することができる。

令和 6 年 1 2 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

縦覧期間 令和 6 年 1 2 月 1 2 日から令和 6 年 1 2 月 2 5 日まで

縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

縦覧場所 和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課

（令和 6 年 1 2 月 9 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 5 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
(1) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和 6 年 1 2 月 6 日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第 1 9 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木） 午後 6 時から
- 2 場所 和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市役所 1 1 階 教育委員室
- 3 事案
 - （1）令和 6 年 1 2 月議会教育委員会関係の補正予算（追加）について
 - （2）和歌山市西コミュニティセンターの指定管理について
 - （3）令和 7 年（2 0 2 5 年）和歌山市はたちのつどいについて
 - （4）和歌山市立夜間中学の令和 7 年度（2 0 2 5 年度）入学募集期間の延長について
 - （5）中学校給食センター整備に係る公有財産所管換えについて
 - （6）市立幼稚園の今後の計画、あり方について
 - （7）令和 6 年度末教職員人事異動方針について
 - （8）その他

（令和 6 年 1 2 月 9 日掲示済み）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 2 月 5 日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 1 3 時 0 0 分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- （1）和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- （2）相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- （3）農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （4）農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （5）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （6）農用地利用集積計画について
- （7）非農地通知について
- （8）和歌山市農地利用最適化推進委員の委嘱について

（令和 6 年 1 2 月 5 日揭示済）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「旧法」という。）第 1 8 条第 1 項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第 1 9 条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

和歌山市農業委員会

会長 谷 河 績

（令和 6 年 1 2 月 1 0 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 4 5 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市塩屋 6 丁目 3 番 1 8 号 株式会社伸和 代表取締役 岩崎 範子	株式会社伸和	和歌山市塩屋 6 丁目 3 番 1 8 号	令和 6 年 1 1 月 2 6 日	第 6 5 4 号

(令和 6 年 1 2 月 1 0 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 4 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市新中島 1 2 0 番地 3 4 株式会社近畿住設 代表取締役 林 利晋	株式会社近畿住設	和歌山市新中島 1 2 0 番地 3 4	平成 1 0 年 4 月 1 3 日	第 4 9 号
和歌山市鳴神 1 2 1 6 番地 有限会社上山商店 代表取締役 上山 文香	有限会社上山商店	和歌山市鳴神 1 2 1 6 番地	平成 1 0 年 4 月 8 日	第 3 4 号
和歌山市中之島 7 9 7 番地の 2 株式会社上西設備 代表取締役 上西 毅	株式会社上西設備	和歌山市中之島 7 9 7 番地の 2	平成 1 0 年 4 月 1 3 日	第 6 8 号
和歌山市土佐町 3 丁目 1 1 番地 株式会社小佐田設備工業 代表取締役 植野 誠	株式会社小佐田設備工業	和歌山市土佐町 3 丁目 1 1 番地	平成 1 0 年 4 月 6 日	第 8 7 号
和歌山市島崎町 1 丁目 1 9 番地 株式会社明治冷機 代表取締役 野田 尚人	株式会社明治冷機	和歌山市島崎町 1 丁目 1 9 番地	平成 1 0 年 4 月 7 日	第 1 1 2 号
和歌山市小松原通 3 丁目 3 0 番地 株式会社小向商会 代表取締役 小向 俊和	株式会社小向商会	和歌山市小松原通 3 丁目 3 0 番地	平成 1 0 年 4 月 7 日	第 1 1 号

(令和 6 年 1 2 月 1 0 日揭示済)